

## 子ども手当の変更に伴う申請状況と申請勧奨の取り組みについて

子育て支援課

## 1 経緯

平成23年10月1日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行された。法改正に伴い、施行前と支給要件等が異なるため、全受給者に対して、改めて認定申請書を送付し、提出を依頼した。

支給年齢	支給額
3歳未満	月額 1万5千円
3歳以上～小学生	月額 1万円（第三子以降月額1万5千円）
中学生	月額 1万円

※高校生以下の子どもから第一子として算定。

6月支給分から年収960万円(夫婦子ども二人)の所得制限を適用予定。

## 2 送付数

33,439件(平成23年9月末現在受給数)

## 3 申請状況(平成24年1月末現在)

提出数 31,970件 (95.9%)

認定数 31,722件

## 4 申請勧奨状況

2月 2日 催促状を送付 1,118件 (要件不足等は除く)

2月末現在 提出あり 662件

提出なし 456件 (1.4%)

## 5 今後の予定

(1) 提出のなかった456件に対して、再度催促状を送付。

区ホームページ、広報かつしか(3月15日号)で最終のお知らせ

(2) 平成24年3月31日 経過措置を終了。

(窓口は3月30日(金)17:00まで、郵送は3月31日(土)消印有効)

終了後は、従来どおり申請の翌月分からの支給となる。